

稲葉クリーンセンターへの移行に伴う ごみの分別内容の変更について

9月1日から、燃やすごみの焼却場が桐林クリーンセンターから稲葉クリーンセンターへ移行します。これに伴って、ごみの分別内容などが変わります。

今回は9月1日以降の燃やすごみと埋立ごみの分別内容についてお知らせします。

- 現在の燃やすごみに分別しているごみ（紙くず類、生ごみ、紙おむつ、繊維類、草木類など）に、これまで埋立ごみに分別していた「プラスチック製品、皮革製品、ゴム製品、ビニール製品」が加わります。

	現 在	9月1日以降
埋立ごみ	<p>混合物、せともの・陶器類、灰、蛍光灯、小型家電類、カーボン・グラスファイバー製品、汚れが取れないびん、割れたびん、化粧びん、飲食物以外のびん</p> <p>プラスチック製品、ビニール製品、皮革製品、ゴム製品（自動車や二輪車のタイヤを除く） 汚れが取れないプラ資源ごみ 汚れが取れない、または加工したペットボトル</p>	<p>混合物、せともの・陶器類、灰、蛍光灯、小型家電類、カーボン・グラスファイバー製品、汚れが取れないびん、割れたびん、化粧びん、飲食物以外のびん</p>
燃やすごみ	紙くず類、生ごみ、紙おむつ、繊維類、草木類など	<p>紙くず類、生ごみ、紙おむつ、繊維類、草木類など</p> <p>プラスチック製品、ビニール製品、皮革製品、ゴム製品（自動車や二輪車のタイヤを除く） 汚れが取れないプラ資源ごみ 汚れが取れない、または加工したペットボトル</p>

★プラ資源ごみは燃やしません。

○9月からは燃やすごみにプラスチック製品が加わりますが、プラスチック製容器包装廃棄物（「プラマーク」が表示されているもの、「プラ」と表示のあるもので、汚れていないもの）は、引き続き資源ごみとして資源化を行うため、燃やすごみの区分に加わりません。

「プラスチック」という表現が、燃やすごみとプラスチック製容器包装廃棄物（「プラ資源ごみ」）の両方で使われるとの間違いの原因となることから、ごみの分別区分の名称を次のように変更します。

現 在

変更後

資源ごみ（「プラ資源」）

資源ごみ（「「プラマーク」」）

9月1日以降も、「「プラマーク」」の有無、または「「プラ」と表記されているかどうかご確認いただき、表示のあるもので汚れていないものは、資源ごみ（「「プラマーク」」）へ分別してください。

●問い合わせ／環境課 廃棄物対策係 内線5464、5465

新たに燃やすごみに分別されるものの例



※燃やすごみと埋立ごみ以外のごみ「資源ごみ（金属）、資源ごみ（紙）、資源ごみ（「「プラ資源」」）、特定ごみ、ペットボトル、ガラスびん」のごみの分別内容は、今までと同じで変更はありません。